

2018年(平成30年)

3月30日 第1779号

〒 足立区  
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
☎ 3880-5111 (代表)  
☎ 3880-5621  
✉ kaigo@city.adachi.tokyo.jp

f 足立区公式フェイスブックページ  
www.facebook.com/adachi.city

「地元で  
いきいき!」



# あたち



## 広報

介護保険特集号



# あ

話して

んしん

まずホウカツ



# だ

れでも気軽に  
介護予防

あだちが  
介護の  
合言葉



# ち

いき密着  
充実サービス

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です。この制度を維持するために、介護保険料が上がります。

👉 くわしくは4面をごらんください

- ・介護で困ったら・いつまでも元気で介護予防
- ・介護サービス紹介・介護スタッフの声 (2~3面)

📞 お問い合わせ先 介護保険課 介護保険係 ☎ 3880-5887

# 介護保険3つのポイント



## 1 介護で困った そんなときは ホウカツへ

介護サービス??  
手続きがわからない

最近、母の物忘れが  
多くて心配...

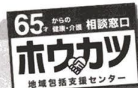
介護保険制度の  
説明や申請の  
代行も行います

お気軽に  
ご相談ください

受付



**ホウカツ(地域包括支援センター)**とは  
高齢者の総合相談窓口として、高齢の方やご家族の生活  
の悩み・問題の相談に応じています。区内には25箇所の  
地域包括支援センターがあります。介護の悩みは、まず  
はお近くの地域包括支援センターにご連絡ください。



お問合せ先

地域包括ケアシステム推進担当課 ☎ 3880-5885

お近くの「ホウカツ」連絡先はインターネットから  
[http://www.u-system.com/u-wins/adachi/g\\_kaigo/](http://www.u-system.com/u-wins/adachi/g_kaigo/)

医療情報提供システム 足立区

### 訪問支援事業

地域包括支援センターの職員が要  
介護認定を受けていない方の自宅  
へ個別に訪問し、相談に応じていま  
す。住み慣れたまちで長く生活でき  
るように介護予防教室、認知症カ  
フェなどの案内を行っています。



### 「ホウカツ」で申請できる高齢者向けサービス

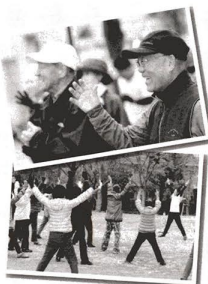
- 紙おむつ等の支給
- ねたきり高齢者の寝具乾燥  
消毒および訪問理美容
- シルバーカー・電磁調理器・  
自動消火装置の支給
- 徘徊高齢者位置検索システム  
費用助成
- 介護保険外の住宅改修(予防給付)
- 見守りキーホルダー・  
介護マークの交付など

↓見守りキーホルダー



## 2 いつまでも 元気でいたい そんなときは 介護予防

皆様の地元には介護予防につながる活動やイベントが  
たくさんあります。お気軽にご参加ください。



家の近くで参加  
しやすいですよ



「パークで筋トレ」  
参加者の声

木村真文さん、光代さんご夫婦  
あだち広報を見て健康づくりのた  
めに参加するようになりました。  
転入して2年になりますが、足立区  
は異い物も便利に住みやすく、この  
教室も無料で身体を動かせるだけ  
でなく、地域の方と触れ合えること  
がよいですね。孫が6人いるので、  
いつまでも元気で暮らしたいと  
思っています。

### パークで筋トレ・ ウォーキング教室

「パークで筋トレ」は公園や広場を活用して、おおむね65  
歳以上の方を対象に、指導員のもとストレッチや筋トレ  
などを行います(申込不要)。「ウォーキング教室」は、区内  
外の独自コースを指導員と一緒に歩きます(事前申込)。

お問合せ先 スポーツ振興課 振興係  
☎ 3880-5826

パークで筋トレ開催場所は足立区ホームページ  
   
<http://www.city.adachi.tokyo.jp>

### 介護予防教室 「はつらつ教室」

65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象  
に、元気な高齢者を増やすことを目指して、各地  
域学習センターや室内プールなどで運動機能向  
上のための教室を開催しています。



お問合せ先 地域包括ケアシステム推進担当課  
☎ 3880-5885

### ふれあいサロン

地域の方が気軽に集まって、お茶を飲みながら  
おしゃべりや趣味活動を楽しむ居場所です。サロ  
ンに参加することで、仲間ができて介護予防にも  
繋がります。参加してみたい方や立ち上げに興味  
がある方は、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 基幹地域包括支援センター  
☎ 6807-2460

### 元気応援ポイント事業

介護サービスを受けていない65歳以上の方がボラン  
ティア登録をすると、元気応援ポイント手帳が交付さ  
れます。区内の介護施設などで介護予防を目的に活動  
すると、活動時間に応じて、活動交付金(年度上限  
5,000円)の申請ができます。お近くの区民事務所(中  
央本町のぞく)または介護保険課で登録できます。

お問合せ先 介護保険課 介護保険係  
☎ 3880-5887



## 3 どんなサービス があるの? 教えます!!

### 充実サービス 安心の居宅サービス

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**24時間対応の訪問サービス**  
1日に複数回、短時間の定期訪問とコール機による随  
時訪問を行い、訪問看護も併せて利用することができ  
ます。認知症・高齢の方の見守りや服薬、安否確認など  
を行うことで在宅生活の安定・継続が図れます。

#### 看護小規模多機能型居宅介護

**通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス**  
小さな住宅型の施設で、自宅に来てもらう「訪問」(介護  
と看護)、施設に「通う」サービス、「泊まる」サービスを  
柔軟に受けられます。床ずれの手当てや点滴の管理など  
の医療処置も、施設や自宅で看護師が行います。

### 毎日楽しい!施設サービス

#### 特別養護老人ホーム

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が  
対象の施設です。現在、区内には24箇所あります。さら  
に、平成30(2018)年度に2箇所(花畑・千住桜木)、平  
成31(2019)年度に1箇所(中央本町)開設予定です。

#### 介護老人保健施設・ 介護療養型医療施設

介護老人保健施設は病状が安定し、リハビリに重点をお  
いた介護が必要な方を対象とした施設で、区内に14箇  
所あります。介護療養型医療施設は急性期の治療が終  
り、病状が安定しているものの、長期間にわたり療養が必  
要な方が対象の施設(病院)で、区内に3箇所あります。

### 私たちが支えています!!



小学校時代のボランティア訪問がきっかけで就職  
しました。当初は資格がなく不安もありましたが、  
働きながら研修に参加することもでき、今は利  
用者さんの笑顔にやりがいを感じる毎日です。



利用者さんとのコミュニケーションの中では、日々新  
しい発見があり、働きがいがあります。足立区には復  
雑制度があるんですね、ますますやる気が湧きました。  
目標にこれからは頑張ります!



介護人材の定着に  
力を入れています  
介護従事者  
永年勤続褒賞



介護保険には、自宅を中心に利用するサービスと、  
施設に入所するサービスがあります。必要な支援の  
度合いによって、利用できるサービスは異なります。  
詳しくは「ホウカツ」へお問合せください。

#### 福祉用具の貸与(レンタル)

スロープ(工事もとまならないもの)、歩行器、車いすや  
電動ベットなど、自立した生活を送るために福祉用具  
を借りることができます。

#### 住宅改修 事前申請必要

生活環境を整えるための手すりの取り付けや段差の解  
消など、小規模な住宅改修に対して要介護区分に関係  
なく上限20万円を限度に、自己負担分を除いて費用の  
9割から7割が支給されます。(自己負担1割から3割)



#### 利用者さま ご家族の声



お友達と  
喋ること、  
毎日の体操  
も楽しみ

義母と自分の両親がお世話に  
なっています。入所が決まる  
までの間は、ショートステイや  
有料老人ホームの介護サービ  
スを利用してました。介護  
保険がなければ、心身ともに  
負担が大きくなり、経済的にも大  
変だったと思います。三人同  
時の介護を乗り越え、今は、  
ホームで暮らす母達の明るい  
笑顔を見ることができ、本当  
に感謝しています。

#### 若い力が笑顔で 活躍しています!



足立区  
応援!!

区では11月11日の「介護の日」に合わせて、介護サービス事  
業等に永年勤続している方々を対象にした褒賞式典を開催  
しています。平成29年度は608人が受賞されました。

お問合せ先 介護保険課 介護保険係 ☎ 3880-5887

介護保険料が  
上がります

# みなさまが支えている 介護保険制度

介護保険料は適切な介護保険制度の運営、  
高齢の方のための暮らしや活動の充実に使われています。

お問い合わせ先

介護保険料  
について

介護保険課 資格保険料係  
☎ 3880-5744

介護保険の財政  
について

介護保険課 介護保険係  
☎ 3880-5887

50%

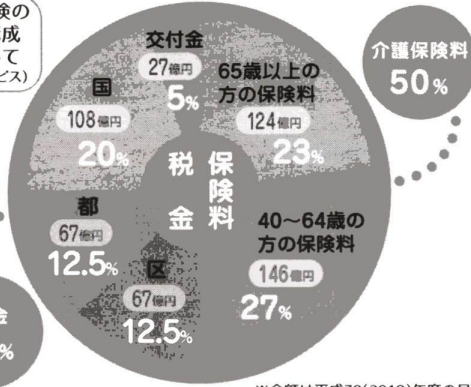
みなさまの保険料が活かされています



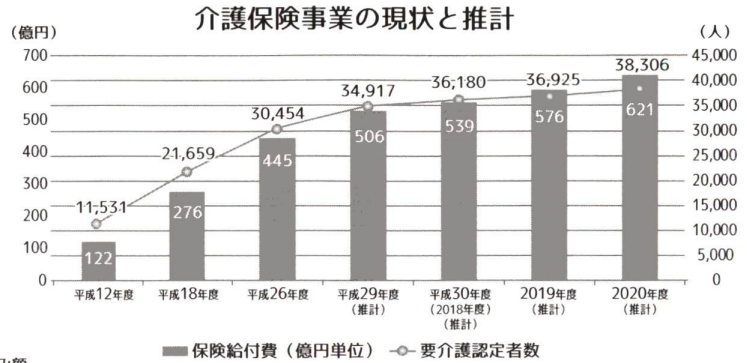
要介護認定を受けた方が増え続けています

足立区の介護保険給付費の50%は介護保険料、残りの50%  
は国・都・区の税金で構成されています。

介護保険の  
財源構成  
について  
(国・都・区)



※金額は平成30(2018)年度の見込み額



## 平成30年4月から 介護保険制度の主な改正点

65歳以上の方の保険料は、区の介護サービス費用が  
まかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

### 1 基準額の変更

$$\begin{array}{c}
 \text{足立区に必要な} \\
 \text{介護サービスの} \\
 \text{総費用} \\
 (\text{平成30年度から3年間})
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{65歳以上の方} \\
 \text{の負担分} \\
 \mathbf{23\%}
 \end{array}
 \div
 \begin{array}{c}
 \text{足立区に住む} \\
 \text{65歳以上の方} \\
 \text{の人数}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{足立区の} \\
 \text{保険料の基準額} \\
 \mathbf{6,580\text{円}} \\
 (\text{1カ月あたり})
 \end{array}$$

改正前より  
**400円**  
上がります

### 2 所得の高い層の負担割合 サービス利用料2割→3割へ

要介護認定を受けている2割負担者のうち特に所得の  
高い層の自己負担が3割になります。  
区では約1,700人が3割負担に該当する見込みです  
(月額44,000円の負担上限額あり)。

### 3 40歳~64歳の方の保険料

各医療保険者が納付する介護納付金は、加入者数に応じ  
て決まっていますが、今後は収入に応じた負担割合へ  
変わります。これにより区では負担増となる被保険者が  
約10万人、負担減が約13万人の見込みです。

## 平成30年度から3年間の介護保険料が決定しました

改定前		改定後			
段階	保険料額(円) 月額	段階	対象となる方	保険料額(円)	
				月額	年額
14	16,690	14	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が1,800万円以上	17,770	213,240
13	14,220	13	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	15,140	181,680
12	12,360	12	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	13,160	157,920
11	11,130	11	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	11,850	142,200
10	9,210	10	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	9,810	117,720
9	8,970	9	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	9,550	114,600
8	8,660	8	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	9,220	110,640
7	7,480	7	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	7,970	95,640
6	6,680	6	本人が区民税課税者で、本人の合計所得金額が120万円未満	7,110	85,320
【基準額】	6,180	【基準額】	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	6,580	78,960
4	5,380	4	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	5,730	68,760
3	4,640	3	本人および世帯全員が区民税非課税	4,940	59,280
3 特例軽減B	4,020	3 特例軽減B	収入、預貯金で判定	4,280	51,360
3 特例軽減C	1,860	3 特例軽減C	収入、預貯金で判定	1,980	23,760
2	4,020	2	本人および世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下	4,280	51,360
2 特例軽減B	2,790	2 特例軽減B	収入、預貯金で判定	2,970	35,640
2 特例軽減C	1,860	2 特例軽減C	収入、預貯金で判定	1,980	23,760
1	2,790	1	・本人および世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 ・生活保護受給者または高齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が区民税非課税	2,970	35,640
1 特例軽減B	1,860	1 特例軽減B	収入、預貯金で判定	1,980	23,760

## 足立区独自の 保険料軽減制度を拡大します

第1段階から第3段階の方を対象に、上記表の3特例軽減B~1特例軽減Bの軽減制度があります。  
平成30(2018)年度から対象となる方の収入、預貯金の条件が緩和されます。詳細については、4  
月上旬発送予定の「仮賦課決定通知書」に同封される「介護だより」の5ページをご覧ください。